

# 指定障害福祉サービス事業所 ひまわり園 運営規程

## (目的)

第1条 社会福祉法人徳島市手をつなぐ育成会が設置する「ひまわり園」（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労継続支援B型事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

## (事業所の運営方針)

第2条 事業者（事業所を運営する者。以下同じ。）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する者に対して、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

- 2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって就労継続支援B型を提供するよう努める。
- 3 事業者は、居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨とし、市町村、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

## (事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援B型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定障害福祉サービス事業所 ひまわり園
- (2) 所在地 徳島県徳島市南沖洲4丁目310-1

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤専従 1名）

管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務 1名）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、就労継続支援B型計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員及び生活支援員

職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上、職業指導員及び生活支援員の総数は常勤換算で利用者数を10で除した数以上。

- ・職業指導員は、就労継続支援B型計画に基づき、生産活動の機会の提供、利用者の個別の状況に応じて必要な場合に、職場実習の開拓及び職場実習の支援を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。
- ・生活支援員は、就労継続支援B型計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(4) 目標工賃達成指導員 1名（常勤換算 1名）を配置する場合もある。

目標工賃達成指導員は、「工賃引き上げ計画」に基づき、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組む。

(5) 医師 2名（非常勤嘱託）

医師は健康管理と療育の指導を行う。

（事業所の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、就労継続支援B型20名とする。

（事業所の営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日並びに年24回（原則月2回）のひま

わり園が年度ごとに定める土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに1月1日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで、8月12日から8月15日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（主たる対象者）

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は、知的障害者とする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、徳島市の地域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第9条 事業者が提供する支援の内容は、下記の(1)~(3)及び(6)とする。ただし、利用者の個別の状況に応じて、(4)(5)を実施する場合もある。

(1) 就労継続支援B型計画の作成

(2) 生産活動の機会の提供

(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

(4) 施設外支援の実施

(5) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用者に必要な支援

2 事業者は、就労継続支援B型の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(就労継続支援B型計画の作成等)

第10条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での就労継続支援B型計画を作成する。

(生産活動)

第11条 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第12条 事業者は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払う1月当たりの工賃の平均額は3千円を下回らない額とする。また、工賃の水準を高めるよう努める。

2 事業者は、前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を県に報告するとともに、年ごとに、利用者に対し支払われた工賃の額を利用者に通知する。

(訓練)

第13条 事業者は、利用者の心身の状況、その有する能力及び利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行なうものとする。

(施設外支援)

第14条 事業者は、利用者の個別の状況に応じて必要な場合に、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

(職場実習の実施)

第15条 事業者は、利用者の個別の状況に応じて必要な場合に、就労継続支援B型計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 前項の場合に、事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性及び要望に応じた職種、実習の受入先の確保に努める。

(求職活動の支援の実施)

第16条 事業者は、利用者の個別の状況に応じて必要な場合に、公共職業安定所での求職登録等利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 前項の場合に、事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第17条 事業者は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(相談及び援助)

第18条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(食事)

第19条 事業者は、食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得る。

(健康管理等)

第20条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、事業所の従業者による健康管理を行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

3 事業者は、利用者の健康の状況を把握するため、年1回以上定期健康診断を実施する。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第21条 事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（その額が現に当該就労継続支援B型に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く）の額を超えるときは、当該就労継続支援B型に要した費用の額）の支払いを受ける。

3 事業者は、指定就労継続支援B型において提供する便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用について、利用者に説明し、同意を得た場合は、当該利用者からその支払を受けるものとする。

(1) 食事の提供にかかる費用

(2) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業者は、前3項の費用の支払を受けたときは、当該費用にかかる領収証を交付する。ただし、事前に請求・明細書を発行して口座引落としにより支払を受けたときは、領収書の交付を省略する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第22条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(3) 原則として、利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又、入院後3ヶ月経過しても退院できない場合、契約を解除する。

(4) 事業所設置の器具の使用は、従業者の指示により、定められた場所で安全に取り扱うこととする。

- (5) タバコは必ず決められた場所で喫煙し、火の始末をする。
- (6) 管理者及び従業者は事業所の利用の申し出があった際に、利用者又は扶養義務者に対し、受給者証の提示を求めることができる。

(緊急時等における対応方法)

第23条 事業所の従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医へ連絡等が困難な場合には、協力医療機関等に緊急搬送するなど必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第24条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させる。

- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第25条 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに連絡の必要な関連機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第26条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、従業者に対する虐待防止啓発のための研修の実施、苦情解決体制等の必要な体制の整備など、虐待防止のための措置を講じる。

- 2 事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 3 虐待防止責任者をひまわり園管理者とし、又これと別に虐待防止担当者を配置する。

(身体拘束の禁止)

第27条 事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 6 身体拘束等の適正化対応策担当者を配置する。

（心身の状況等の把握）

第28条 事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認する。

（サービス提供の記録）

第29条 事業者は、指定就労継続支援B型を提供したときは、当該指定就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を指定就労継続支援B型の提供の都度記録し、利用者から指定就労継続支援B型を提供したことについて確認を受ける。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第30条 事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援B型に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を文書で通知する。

（就職状況の報告）

第31条 事業者は、就労継続支援B型利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を県に報告する。

（衛生管理等）

第32条 事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を

講ずるように努める。

3 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(協力医療機関等)

第33条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を次のように定める。

協力医療機関 若槻クリニック

(掲示)

第34条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第35条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員から誓約書を徴収する。

3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得る。

(個人情報保護のための措置)

第36条 事業所は個人情報保護規定に基づき、利用者の個人情報を適法かつ適正に取り扱うとともに、利用者個人の権利及び利益を保護することに努める。

(情報の提供等)

第37条 事業者は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業者が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

(苦情解決)

第38条 事業者は、その提供した就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う



調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（地域との連携）

第39条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（記録の整備）

第40条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業者は、利用者に対する指定就労支援B型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存する。

- (1) 第10条に規定する就労継続支援B型計画
- (2) 第25条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (3) 第27条に規定する身体拘束等に係る記録
- (4) 第29条に規定する提供したサービス内容の記録
- (5) 第38条に規定する苦情の内容の記録

（その他運営に関する重要事項）

第41条 この規程で定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人徳島市手をつなぐ育成会と本事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成16年2月1日から施行する。

附則（平成19年3月28日改正）

2. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月24日改正）

3. この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

4. この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月25日第8号議案）

5. この改正規程は、平成27年5月26日から施行し、4月1日から適用する。

（平成27年5月26日第3号議案）

6. この改正規程は、令和4年3月18日から施行し、4月1日から適用する。（令

和4年3月18日第7号議案）

7. この改正規程は、令和6年6月5日から施行し、7月1日から適用する。（令和6年6月5日第5号議案）